

令和3年6月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年6月10日（木）

宗像市農業委員会

令和３年６月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年６月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年６月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年６月１０日 午後４時５０分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席１４人 欠席１０人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	×
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	×	１６	時安 剛	×
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	×	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	×
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	×
９	山下 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	×
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	４番	薄 幸一		５番	松井 徳一郎

令和3年6月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 取下

受付NO3 承認

受付NO4 承認

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

第4号議案 あっせんの申出について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

第5号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

第6号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出について

第1号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和３年６月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は１４名です。

よって、令和３年６月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。４件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について、審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第１号議案、受付番号１の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんになります。譲渡人は●●●●さんで、親子関係になります。後継者である●●さんに贈与するということで、今回の農地法第３条の手続きに至っています。昨年の１０月にも贈与に伴う農地法第３条の許可申請があり、今後も計画的に贈与を行う予定です。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付ＮＯ１の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ２についてですが、６月７日に農地法第３条許可申請の取下げ願いが提出されましたので、審議は行いません。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんになります。譲渡人は●●●●●さんで、●●さんと●●●さんは、遠い親戚にあたるそうです。●●●さんは●●歳のご高齢で、農業ができないということで、●●さんに相談したら話がまとまり、今回の農地法第3条の手続きに至っています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号4の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんになります。●●さん所有の農地が、●●さんの実家の隣りにあり、売買の相談をし、話が整ったことから今回の農地法第3条の手続きに至っています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま受付NO4の譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第2号議案には2件の案件が申請されています。それでは事務局から議案の説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第2号議案、受付番号1について、申請人の説明を行います。転用目的は、一時転用をとまなう農地改良になります。申請人は、●●●●さんになります。申請地では、全体的にかさ上げが行われます。道路側以外では、境界からひかえて隣接農地への被害を予防します。また、雨水の対策については、南側の素掘りの側溝へ排水されます。農地改良後には、ニンニクやキュウリなどの野菜が作付される予定です。地元の水利組合長からの承諾も得ています。今回の第4条許可申請は、一時転用後は農地として利用し、被害対策についても周辺への被害の影響がないと思われ、許可要件を満たしていると考えていますので、一時転用については特に問題ないと判断しています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地調査の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。第2号議案、受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、報告いたします。転用目的は、農地改良になります。申請農地では、約2mのかさ上げが行われます。雨水については、南側に勾配をつけ、既設の素掘り側溝に排水されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。また、周辺の農地に影響がないよう、境界からひかえてかさ上げが行われます。日照や騒音などについても、特に影響ないと考えています。地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えていま

す。以上、簡単ではございますが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長

ただいま、第2号議案の受付NO1について事務局から議案説明と、担当地区委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明・報告に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第2号議案、受付番号2について、申請人の説明を行います。転用目的は、一時転用をともなう農地改良になります。申請人は、●●●●さんになります。家族3人で農業を営んでおり、今後、後継者である息子さんに経営を移譲していきたいということです。今回の農地改良は、すでに令和3年4月下旬頃には完了しており、追認許可ということでの手続きになります。もともと水田で、●●cm程度のかさ上げが行われ、現在の状況になっています。農地改良した後、大根やほうれん草などの野菜を作付けするということです。

地元の水利組合長からの承諾も得られております。雨水対策についても、既設の水路、既設のU型側溝に排水され、周辺への影響はないと考えています。農用地域内の農地になりますが、一時転用後も農地として利用するため、農地転用については特に問題ないと判断しています。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地調査の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。第2号議案、受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、報告いたします。転用目的は、農地改良になります。申請農地については、すでに令和2年4月頃には事業が完了している状況です。雨水については、東側の既設水路と西側のU型側溝に排水されます。生活雑排水などの発生はありません。日照や

騒音などについても、周辺農地には特に影響ないと考えています。

地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農用地域内の農地の一時転用になりますが、農地改良後は野菜の作付けが行われますので、特に問題ないと考えています。簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、第2号議案の受付NO2について事務局から議案説明と担当地区委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明・報告に対して、ご質問、ご意見はございますか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたしました。

○議長

それでは次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。では、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。農地法第5条許可申請、受付番号1の譲受人と譲渡人についてご説明いたします。譲受人の●●●●さんは、建設業のかたわら農業にも意欲的に取り組まれています。譲渡人の●●●●さんは高齢で、申請地はここ数年耕作しておらず、ほかに所有している農地も、利用権を設定し、ほかの方に耕作をしていただいている状況です。今回、双方で農地の売買の話がまとまり、農地法第5条の許可申請になっています。そばには、くりえいとの大規模な住宅地があり、スポーツジム、商業施設などが建設されており、かなり開発が進んだエリアと、取り残されたような市街化調整区域が混在している第2種農地になります。位置図のとおり当該農地も住宅などの挟まれており、河川の方は、小規模な家庭菜園的な農地が点在しています。毎年利用状況調査においても遊休農地の状態で、本来の耕作農地としての解消はできませんでしたが、一つ遊休農地が解消できると考えています。近隣の企業からのニーズもあり、有料駐車場として利用する計画です。隣接する農地の耕作者への配慮などを含め、担当地区委員としてアドバイスをさせていただい

ています。説明は以上です。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。第3号議案、受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は、普通自動車26台駐車可能な有料駐車場の整備になります。譲受人は●●●●さんで、譲渡人は●●●●さんになります。造成については、現況の平坦な地形を利用して、しきならす程度で行われます。駐車場の入口はコンクリート舗装、駐車場は碎石舗装となります。雨水は、既設のU型側溝に排水されます。また、周囲への被害防除として、周囲のブロック積み、フェンスが設置されます。生活雑排水などの発生もなく、日照、騒音も特に影響が生じません。地元の水利組合長の承諾も得ており、申請地は第2種農地に該当し、被害対策も行われるため、農地転用は特に問題ないと考えています。以上、地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1について議案説明と、担当地区委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可にすることに決定いたします。

○議長

それでは次に、第4号議案「あっせんの申出について」を議題と致します。第4号議案には2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

第4号議案、受付NO1 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思えます。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

第4号議案、受付NO2 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO2のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第5号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」議題といたします。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第5号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第6号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま事務局から第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第6号議案、令和3年度農用地利用集積計画に賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項第2号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号、報告事項第2号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和3年6月定例農業委員会総会は閉会いたします。